平成２７年（フ）第２１号
三重県伊勢市村松町1770番地２
債務者　田端　水光
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
北海道滝川市東滝川町１丁目４番９号　東栄団地31号
債務者　和田　光司
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
北海道室蘭市本輪西町５丁目33番13号
債務者　酒本　和男
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
北海道室蘭市本輪西町５丁目33番13号
債務者　酒本　　薫（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３号
北海道名寄市西11条南１丁目17番地12
債務者　竹田　美穂
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第３０号
北海道帯広市西15条南17丁目２番地48　道営緑ケ丘Ｒ１－226
債務者　五十嵐直子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第３地割２番地５　県営豊間根アパート２号棟308号、旧住所岩手県下閉伊郡山田町豊間根第２地割48番地３　石峠橋仮設住宅３－８
債務者　鈴木　康子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７３号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第７地割30番地24
債務者　常谷　貴史
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７５号
盛岡市三本柳５地割41番地７　メゾンルミエールＢ102号、旧住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字大坊154番地14
債務者　土見　真也
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８１号
岩手県奥州市水沢区字土器田75番地６
債務者　齊藤　友貴
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３号
山形県米沢市万世町桑山4600番地の２、前住所山形県米沢市舘山１丁目１番138－５号
債務者　竹田　利男
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１４号
山形県米沢市万世町桑山4600番地の２、前住所山形県米沢市舘山１丁目１番138－５号
債務者　竹田志津子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第５号
福島県会津若松市館馬町13番７号　市営住宅年貢町団地７棟10号
債務者　小池　郭人
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
群馬県太田市矢場新町143番地　矢場県営住宅Ａ－14号
債務者　小川原浩子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４２号
群馬県高崎市福島町732番地３　ハイツ平田Ⅱ102号
債務者　星野　幸夫
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１号
さいたま市浦和区領家４丁目３番２号　長野ハイツ１－202
債務者　塚本　純一
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
さいたま市緑区大字三室1218番地３　北浦和マンション209
債務者　西野　光朝
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係